

【感謝】……鈴木

15日に、お陰様で確定申告が無事に終わりました。そして2011年に当事務所に私より2カ月前に入所した坂本さんが、今月で退職します。坂本さんには、これまでいろと教えていただき感謝しております、本当にありがとうございました。次のステージでも、きっと生き生きと彼女のカラーを出して活躍していくことと思います。

ところで、人は常にプレゼントをいただき続けている。友達から誕生日にプレゼントをされると、嬉しいものです。頂き物は、ありがたいものです。ただし、プレゼントとは、ある特定の記念日だけ受け取るものとは限りません。この今の瞬間も、プレゼントを頂き続けています。1秒、2秒、3秒と、時間が過ぎていくのではありません。時間を頂いているのです。生まれてから死ぬまで、人生から時間を、プレゼントされ続けています。人生から今というプレゼントを受け取っているのですから、生きている人はみんな、幸せ者です。ありがたいことです。お礼をしたいと思うなら、まずいただいたプレゼントを楽しみましょう。今という時間を、存分に生き、しっかりと時間を過ごしていきたいものです。プレゼントした時間を有意義に使っていることが分かったら、人生も喜んでくれるでしょう。

今を一生懸命に生きるほど、たくさん時間をいただけるようになると思います。つまり、長生きができるのです。楽しく人生を過ごせる上、長生きができるなんて、この上ない喜びです。人生に向かって感謝したいものです。

繰り返しになりますが、8年間、私は事務所の中で坂本さんには色々迷惑を掛けてきました。これまで坂本さんから、いろいろ教えてもらった整理整頓



の仕方や知恵など、出来る限り事務所内で引継いでいきたいと思っています。今までほんとうにありがとうございました、お疲れ様でした。



ファナック

ファナックは富士山麓の広大な敷地に工場群を要し、世界4大産業ロボットメーカーです。経歴を辿ると、足尾銅山の古河鋳業→古河電気工業→富士電機→富士通とそうそうたる企業を親会社に持っていました。私は昔からこの会社に興味を持っていたので、壬生町に工場新設を聞いたときは少し嬉しかった。

ファナックのコーポレートカラーは黄です。商品、建物、従業員の制服、社宅、独身寮、ホームページの背景、営業車から原付、社有のバス、トラック、更にはテーブルクロス、箸袋までが黄色になっているというから驚きです。

ホームページのご案内

当事務所のホームページです。
ぜひアクセスして下さいね。
ホームページはどこの検索サイトでも、
“**所長一筆**”と入力すれば、簡単に見ることが出来ます。

(HP) <http://ishikawatax.com/>

(MAIL) higenoishikawa@yahoo.co.jp

☆シリーズ 常識の税務会計 その168

「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書

(所得税法施行令第185条2項又は第186条2項に基づき計算する場合)」

今年の確定申告で出た事例が上記の法令です。税法を紐解いてみてもプロでも理解できない難解な法律です。

具体的には相続で契約していた生命保険がおりたが、それを一括ではなく分割で受け取る場合、利息相当分が発生するが、その分は所得税の雑所得として申告をしなければならない。その計算がすこぶる難しいのです。幸いなことに、パソコンの画面に必要事項を入力すると雑所得の金額が得られる。入力項目としては年金の支払い開始日、年金の残存期間、年金の支払総額、年金の支払総額に占める保険料、当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額、相続税評価割合などを入力するのです。

確定申告が電子申告で便利になりましたが、その前段階の計算でも大いに助かっています。事例を挙げて説明しました。



アマリリスとともに

今年の格言

「何も考えずにするのが作業、
頭を使ってするのが仕事」

お知らせ

今年も所得税申告書を作成させて頂き、ありがとうございました。当事務所は全て電子申告で済ませました。その為、源泉徴収票・医療費領収書などは納税者が5年間保存する事になっております。宜しく願いいたします。

